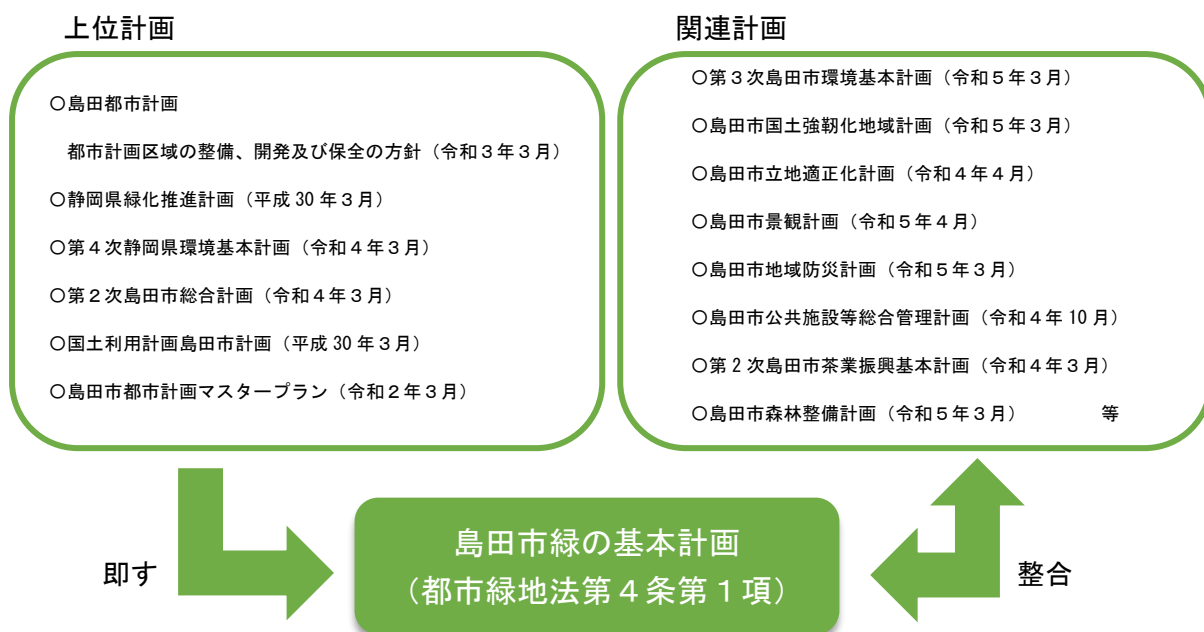


第1章 計画の基本事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、島田市のまちづくりに関する基本構想である「第2次島田市総合計画」「国土利用計画島田市計画」「島田市都市計画マスタープラン」等、上位計画に即すほか、地域の課題解決に向けて、第3次島田市環境基本計画等、各分野の関連計画と整合を図る必要があります。



■ 島田市緑の基本計画の位置づけ

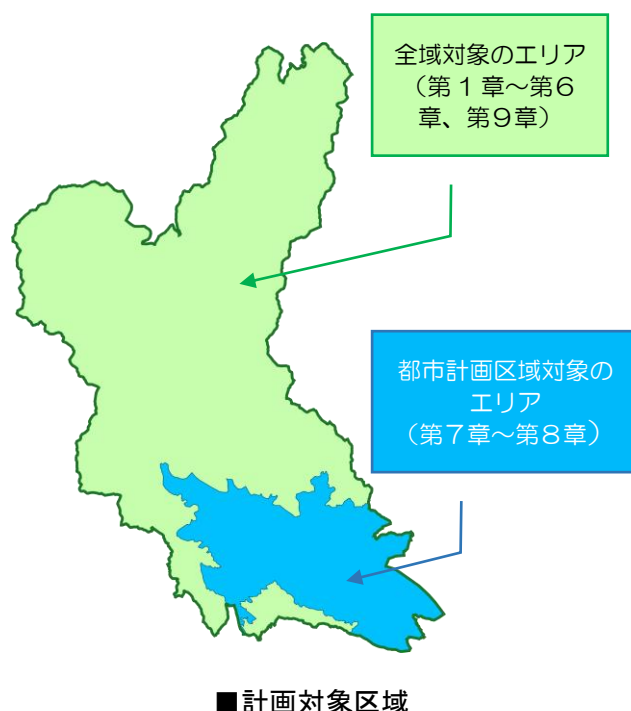
2. 計画対象区域

計画対象区域として、都市緑地法第4条第1項では、「主として都市計画区域内」と規定されていますが、本市においては、市域を縦断する大井川や市域の6割以上を占める森林等、環境保全の面からも欠かすことのできない緑地が都市計画区域外に広がっています。

このため、本計画では、行政区域（31,570ha）の全域を対象とします。なお、これまで都市部は開発により、緑地が失われてきた状況を踏まえ、重点的に緑地の保全及び緑化を推進する地域として位置づけることから、第7章、第8章は都市計画区域内を対象とします。

■計画の構成

目次	全域対象の章	都市計画区域対象の章
序章 はじめに	○	
第1章 計画の基本事項	○	
第2章 緑に関わる背景	○	
第3章 現況把握	○	
第4章 分析・評価、課題の整理	○	
第5章 基本理念・将来像・基本方針	○	
第6章 緑地の配置方針	○	
第7章 緑地の保全及び緑化の推進のための目標及び施策		○
第8章 緑化重点地区・保全配慮地区		○
第9章 計画の実現に向けて	○	



3. 計画期間

本計画では、島田市都市計画マスタープランとの整合を図るため、概ね15年後の2040年（令和22年）を目標年次とします。

また、社会情勢の変化や総合計画等との整合を図るため、2030年（令和12年）を中間年次とし、必要に応じて計画内容を見直します。

4. 対象とする緑地

本計画で対象とする緑地は、都市緑地法第3条で定義されています。なお、平成29年度の都市緑地法の改正により、緑地の定義に農地が含まれることとなりました。

■参考法令

都市緑地法第3条

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

■緑の基本計画で対象とする緑地(例)

分類		対象の緑地		
緑地	施設緑地	都市公園	●都市公園法で規定するもの(街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園等)	
		都市公園以外	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設	●都市公園を除く公共空地 ●自転車歩行者専用道路 ●市区町村条例設置の公園 ●教育施設(国公立) ●河川緑地 ●児童遊園 ●公共団体が設置している運動場やグラウンド等
			公共公益施設における植栽地等	●学校の植栽地 ●下水処理場等の付属緑地 ●道路環境施設帯及び植樹帯 ●その他の公共公益施設における植栽地等
	民間施設緑地	●条例に基づく緑地 ●市民農園 ●教育施設(私立) ●社寺境内地等		
地域制緑地	法によるもの	●農業振興地域・農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律) ●河川区域(河川法) ●保安林区域・地域森林計画対象民有林(森林法) ●史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの(文化財保護法)等		
	協定によるもの	●景観協定で緑地に係る事項を定めているもの(景観協定) ●建築協定で緑地に係る事項を定めているもの(建築協定)等		
	条例によるもの	●条例・要綱・契約によるもの等		

5. 緑地の有する機能

都市やその周辺の緑地には、主要な機能として、「環境保全機能」「レクリエーション機能」「防災機能」「景観形成機能」を有しています。

<緑地の持つ機能>

機能1 環境保全機能

- ・樹林地や農地（茶畑等）は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象等により、悪化する都市気候や騒音、振動等の緩和機能を有します。
- ・河川等の水辺地は、野生生物の生育地、生息地として生物多様性が確保された生態系を構成し、郊外からの清涼な風を都市部に送り込む風の道を形成する等、緑地の機能の適切な配置により人と自然が共生する都市環境を形成します。

機能2 レクリエーション機能

- ・農地（茶畑等）は農作業体験の場にもなっています。
- ・公園や緑地は、日常的な憩い、遊び、スポーツや四季折々のイベント、レクリエーション等、緑豊かで質の高い生活空間を確保することができ、ストレスの解消や自然環境への理解を深めることができます。

機能3 防災機能

- ・市街地周辺の斜面緑地や農地（茶畑等）は、水源のかん養や雨水浸透による水害の発生防止等の機能を有しています。
- ・都市部の緑地等のオープンスペースは、大規模な震災や火災の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、救援活動拠点、復旧活動拠点等としての機能を有し、緑地を適切に確保することにより都市の安全性・防災性を高めることができます。

機能4 景観形成機能

- ・農地（茶園等）は、眺望対象として優れた景観を形成するとともに、地域固有の文化や歴史等と深く関わっており、それらを適切に活かすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。
- ・緑地は、地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、子ども達の感受性を育み、人々の生活にゆとりと潤いをもたらします。